

令和元年第1回伊佐市議会臨時会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第4号～報告第6号 (降壇)
- 2 議案第42号～議案第48号 (降壇)

令和元年5月17日提出

伊佐市長

令和元年第1回伊佐市議会臨時会の開会にあたり、報告第4号から報告第6号までの3件について説明申し上げます。

報告第4号及び報告第5号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解並びに当該損害賠償に係る歳入歳出予算の補正に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号につきましては、伊佐市陸上競技場において、相手方が競技場内の外周をランニング中、汚水排水用の蓋に右足が載った際、蓋が割れたために転倒して足等を負傷したもので、損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、市は相手方に6万6,690円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第5号につきましては、報告第4号に係る損害賠償に要する経費について新たに措置したものであります。

その財源といたしましては、諸収入に増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億129万6千円とするものであります。

次に、報告第6号「平成30年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、法制・議会関係事務事業、行政情報ネットワーク化基盤整備事業、公会計整備支援業務、菱刈庁舎管理事業、総合保健福祉センター管理事業、私立保育所運営支援事業、災害対策支援事業、特産品振興事業、市道維持管理事業、一般管理道路新設改良、過疎債・路線整備事業、辺地債・路線整備事業、浸水対策道路整備事業、公営住宅管理事業、小学校小規模改修事業、小学校大規模改修（空調設備設置）事業、中学校大規模改修（空調設備設置）事業、社会教育施設管理事業、公共土木施設災害復旧事業、以上19事業の総額12億7,091万円のうち11億9,154万円を平成31年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

以上で報告3件の説明を終わります。

— — — 降 壇 — — —

議案第42号から議案第46号までの「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第42号は、「平成30年度伊佐市一般会計補正予算（第13号）」を専決処分したものであります。

今回の補正につきましては、商工費におきまして、ふるさと納税の返礼品に要する経費について追加の措置を講じたほか、教育費におきまして、平成31年3月15日の雷で被災した文化会館の火災報知設備受信機を修繕するための経費について新たに措置すると同時に、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

その財源といたしましては、繰入金に増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億628万6千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、菱刈庁舎管理事業について、明許繰越による繰越しの措置を講じております。

次に、議案第43号は、「伊佐市税条例等の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法等の一部を改正する等の法律」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」、「地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令」及び「地方税法施行規則の一部を改正する省令」が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除を平成45年度まで延長すること、軽自動車税のグリーン化特例の見直しなどの、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第44号は、伊佐市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が平成31年1月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第45号は、伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定額を変更することなどの改正を行ったものであります。

次に、議案第46号は、「平成31年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）」を専決処分したものであります。

今回の補正につきましては、教育費におきまして、伊佐市内の学校に配属された教職員数の増加に伴い、不足する校務用パソコン等の備品を緊急に購入するための経費について、新たに措置しております。

その財源といたしましては、繰入金に増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億2,550万円とするものであります。

以上5件については、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第47号の「令和元年度伊佐市一般会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

なお、改元が行われたことにより、今回の補正から、今年度の予算名称を「平成31年度」から「令和元年度」に変更いたしております。

今回の補正は、総務費におきまして、新庁舎建設基本計画を策定するための、支援業務を委託する経費について、新たに措置しております。

その財源といたしましては、繰入金に増額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億4,550万円とするものであります。

次に、議案第48号の「伊佐市課設置条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、組織機構の見直しにより課の分掌事務の変更を行うため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案7件について説明いたしましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———